

経済産業省

20220324資第14号
令和4年3月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 2 0 号

2 0 2 2 年 3 月 2 4 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役 市 川 弥 生 次
社 長 執 行 役 員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年8月11日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、長野県6市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和4年3月24日以降、令和3年8月11日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の15市町村（2022年3月24日時点）。

岐阜県：高山市、中津川市、下呂市

長野県：松本市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町、
諏訪郡下諏訪町、上伊那郡箕輪町・南箕輪村・宮田村、
木曽郡木祖村・大桑村

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送供給等約款（2021年12月21日付け届出。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2022年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後

新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2022年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2022年8月末日）

- 3 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2022年8月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2022年8月末日）

- 4 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、2022年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2022年8月末日）

- 5 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2022年8月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2022年8月末日）

6 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和 3 年 8 月 11 日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、長野県 6 市町村に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年3月24日以降、令和3年8月11日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、2021年8月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2021年8月23日に認可を受けましたが、現時点においても道路復旧等が完了していない地域では、継続して電気を使用できていない状況にあることから、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払免除期間の延長等を目的に、特例認可申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

長野県：岡谷市，諏訪市，上伊那郡辰野町，木曽郡上松町，
木曽郡王滝村，木曽郡木曽町

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

岐阜県：高山市，中津川市，下呂市

長野県：松本市，伊那市，駒ヶ根市，茅野市，塩尻市，小県郡長和町，
諏訪郡下諏訪町，上伊那郡箕輪町・南箕輪村・宮田村，
木曽郡木祖村・大桑村

以 上

経 済 産 業 省

20220328電委第1号
令和4年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年3月28日付け20220324資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。